

## 8 選挙公営

### (1) 選挙公報

#### ア 選挙公報発行状況

候補者数	公報掲載期申請	掲載申請者数	印刷部数	配布世帯数	印刷から配布までの所要日数			公報1部当たりの印刷費 (税抜)
					印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計	
135	4月1日	134	2,370,720	2,356,020	4日	4日	8日	ブランケット版 4.50円 タブロイド版 3.10円

#### イ 選挙公報の配布方法

	特例配布の届出があった市町数(市町名)
市	15(姫路市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、川西市、三田市、丹波市、南あわじ市、淡路市)
町	2(猪名川町、稲美町)

(注) 法第170条第2項による届出のあった市町である。(無投票を含む。)

#### ウ 「選挙のお知らせ」点訳版の購入

発行者	購入部数	配布方法	郵便物差出日	1部当たりの単価
(財)兵庫県視覚障害者福祉協会 (点字による「選挙のお知らせ」)	728部	県選管より郵便により直送 (一部市町より送付)	4月4日	550円

#### エ 「選挙のお知らせ」音声版の購入

発行者	購入部数	配布方法	郵便物差出日	1本当たりの単価
(財)兵庫県視覚障害者福祉協会 (音声による「選挙のお知らせ」)	884部	県選管より郵便により直送 (一部市町より送付)	4月4日	1,100円

(2) ポスター掲示場

ア 投票区の規模別設置数

区分	1千人未満				1千人以上 5千人未満			5千人以上 1万人未満		1万人以上		計	
	2km <sup>2</sup> 未満	2km <sup>2</sup> ~ 4km <sup>2</sup>	4km <sup>2</sup> ~ 8km <sup>2</sup>	8km <sup>2</sup> 以上	4km <sup>2</sup> 未満	4km <sup>2</sup> ~ 8km <sup>2</sup>	8km <sup>2</sup> 以上	4km <sup>2</sup> 未満	4km <sup>2</sup> 以上	4km <sup>2</sup> 未満	4km <sup>2</sup> 以上		
市	投票所数	84	93	138	155	929	94	98	162	10	1	2	1,766
	掲示場設置数	397	487	811	1,049	6,628	810	932	1,318	92	9	20	12,553
町	投票所数	13	14	47	66	50	13	19	-	-	-	-	222
	掲示場設置数	57	73	292	448	369	114	226	-	-	-	-	1,579
計	投票所数	97	107	185	221	979	107	117	162	10	1	2	1,988
	掲示場設置数	454	560	1,103	1,497	6,997	924	1,158	1,318	92	9	20	14,132

(注) 無投票選挙区に係る分を含まない。

イ 新規、既設別設置数

区分	新設した掲示場数		既設のものを再使用した 掲示場数		レンタル 資材を使用	計
	恒久的	その他	恒久的	その他		
市	-	12,553	-	-	-	12,553
町	-	1,489	-	-	90	1,579
計	-	14,042	-	-	90	14,132

(注) 無投票選挙区に係る分を含まない。

ウ 市区町別設置数

市区町名	区分	投票区数	法定数	設置数	減少数	市区町名	区分	投票区数	法定数	設置数	減少数
神戸市		364	2,623	2,623	-	小野市		30	200	200	-
東灘区		42	304	304	-	三田市		34	258	258	-
灘区		30	216	216	-	加西市		31	225	225	-
中央区		30	212	212	-	篠山市		53	379	359	20
兵庫区		34	236	236	-	養父市		44	325	313	12
北区		65	475	475	-	丹波市		40	331	331	-
長田区		34	236	236	-	南あわじ市		30	236	236	-
須磨区		39	280	280	-	朝来市		53	376	347	29
垂水区		42	306	306	-	淡路市		40	280	280	-
西区		48	358	358	-	宍粟市		54	409	343	66
姫路市		109	843	836	7	加東市		21	159	159	-
尼崎市		88	650	650	-	猪名川町		14	101	101	-
明石市		75	524	524	-	多可町		11	97	97	-
西宮市		120	850	850	-	稲美町		21	135	135	-
洲本市		32	215	215	-	播磨町		13	91	91	-
芦屋市		21	153	153	-	神河町		11	90	90	-
伊丹市		55	381	381	-	市川町		16	109	109	-
相生市		23	152	152	-	福崎町		13	92	92	-
豊岡市		89	651	599	52	太子町		9	65	65	-
加古川市		70	500	500	-	上郡町		11	87	87	-
たつの市		46	312	312	-	佐用町		37	279	250	29
赤穂市		22	157	157	-	香美町		34	257	248	9
西脇市		33	226	226	-	新温泉町		32	228	214	14
宝塚市		64	454	454	-						
三木市		48	336	336	-	市計		1,766	12,739	12,553	186
高砂市		29	199	199	-	町計		222	1,631	1,579	52
川西市		48	335	335	-	県計		1,988	14,370	14,132	238

工 選挙区別設置数

選挙区名	投票区数	法定数	設置数	増減数
神戸市	364	2,623	2,623	0
東灘区	42	304	304	0
灘区	30	216	216	0
中央区	30	212	212	0
兵庫区	34	236	236	0
北区	65	475	475	0
長田区	34	236	236	0
須磨区	39	280	280	0
垂水区	42	306	306	0
西区	48	358	358	0
姫路市	109	843	836	▲ 7
尼崎市	88	650	650	0
明石市	75	524	524	0
西宮市	120	850	850	0
洲本市	32	215	215	0
芦屋市	21	153	153	0
伊丹市	55	381	381	0
相生市	23	152	152	0
豊岡市	89	651	599	▲ 52
加古川市	70	500	500	0
たつの市及び揖保郡	55	377	377	2
赤穂市及び赤穂郡	33	244	244	0
西脇市及び多可郡	44	323	323	0
宝塚市	64	454	454	0
三木市	48	336	336	0
高砂市	29	199	199	0
川西市及び川辺郡	62	436	436	0
小野市	30	200	200	0
三田市	34	258	258	0
加西市	31	225	225	0
篠山市	53	379	359	▲ 20
養父市	44	325	313	▲ 12
丹波市	40	331	331	0
南あわじ市	30	236	236	0
朝来市	53	376	347	▲ 29
淡路市	40	280	280	0
宍粟市	54	409	343	▲ 66
加東市	21	159	159	0
加古郡	34	226	226	0
神崎郡	40	291	291	0
佐用郡	37	279	250	▲ 29
美方郡	66	485	462	▲ 23
計	1,988	14,370	14,132	238

### (3) 公営施設使用の個人演説会

#### ア 会場数

区分	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市町の選挙管理委員会の指定した施設					合計
	学校	公民館	公会堂	社寺	農業協同組合	商工会議所	その他	計	
市	1,568	275	224	-	-	-	732	732	2,799
町	116	45	18	-	-	-	102	102	281
計	1,684	320	242	-	-	-	834	834	3,080

#### イ 会場使用度数

区分	施設の使用度数						合計	
	学校及び公民館		公会堂		指定施設		公費負担	候補者負担
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担		
市	87	8	17	-	169	4	273	12
町	5	2	1	-	18	-	24	2
計	92	10	18	-	187	4	297	14

### (4) 選挙運動用自動車

区分	一般運送契約によるもの(ア)	(ア)以外の契約によるもの				合計
		自動車の借入(イ)	燃料の供給(ウ)	運転手の雇用(エ)	計	
契約をした候補者数	人 8	人 113	人 114	人 100	-	-
延べ使用(従事)日数	日 72	日 945	-	日 832	-	-
契約金額の総額	円 4,569,300	円 11,630,133	円 2,525,927	円 10,446,000	円 24,602,060	円 29,171,36
基準額の総額	円 4,644,000	円 14,458,500	円 7,114,800	円 10,400,000	円 31,973,300	円 36,617,30
請求額の総額	円 4,545,000	円 11,626,083	円 2,525,927	円 10,362,500	円 24,514,510	円 29,059,51

(注) 1 本表は供託物を没収されない者について記載している。

2 「契約金額の総額」は、選管に届出された契約届出書記載金額の総計である。

3 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに(ア)1日64,500円×使用日数(イ)1日15,300円×使用日数(ウ)7,350円×選挙運動日数(エ)12,500円×雇用日数により算出したものの合計である。

4 「請求額の総額」は個々の候補者ごとに契約金額と基準額のいずれか少ない額を選び、それを合計したものである。

(5) 選挙運動用ポスター  
(その1)

区 分	ポスター掲示場数 500箇所以下	ポスター掲示場数 501箇所以上	合 計
候補者数	98人	34人	132人
契約金額の総額	54,584,874円	24,609,203円	79,194,077円
基準額の総額	75,328,059円	31,654,376円	106,982,435円
請求額の総額	53,732,504円	23,646,314円	77,378,818円
平均単価(契約実績)	1,076円	589円	856円

- (注) 1 本表は供託物を没収されない者について記載している。  
 2 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成枚数に当該選挙区におけるポスター掲示場数が、  
 (1)500以下の場合  $\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$  による単価  
 (2)501以上の場合  $\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$  による単価  
 をそれぞれに乗じたものの合計である(単価はいずれも1円未満の端数は切りあげ)。

(その2)

選 挙 区	単価限度額(円)	選 挙 区	単価限度額(円)
神戸市東灘区	1,504	西脇市及び多可郡	1,446
神戸市灘 区	1,909	宝 塚 市	1,176
神戸市中央区	1,935	三 木 市	1,409
神戸市兵庫区	1,790	高 砂 市	2,028
神戸市北 区	1,147	川西市及び川辺郡	1,203
神戸市長田区	1,790	小 野 市	2,020
神戸市須磨区	1,589	三 田 市	1,681
神戸市垂水区	1,497	加 西 市	1,853
神戸市西 区	1,354	篠 山 市	1,352
姫 路 市	678	養 父 市	1,475
尼 崎 市	864	丹 波 市	1,423
明 石 市	1,065	南あわじ市	1,790
西 宮 市	667	朝 来 市	1,381
洲 本 市	1,915	淡 路 市	1,589
芦 屋 市	2,484	宍 粟 市	1,391
伊 丹 市	1,303	加 東 市	2,410
相 生 市	2,497	加 古 郡	1,847
豊 岡 市	935	神 崎 郡	1,548
加 古 川 市	1,115	佐 用 郡	1,718
たつの市及び揖保郡	1,312	美 方 郡	1,164
赤穂市及び赤穂郡	1,748		